

(別紙)

## 対タイ輸出牛肉取扱要領

### 1 目的

この要領は、タイに輸出する牛肉（以下「対タイ輸出牛肉」という。）を取り扱うと畜場及び食肉処理場（以下「と畜場等」という。）の認定並びに食肉衛生証明書発行機関の厚生労働省への報告等を行うための手続を定めるものである。

### 2 対タイ輸出牛肉を取り扱うと畜場等の認定の手続について

- (1) と畜場等の設置者は、対タイ輸出牛肉を取り扱おうとする場合は、都道府県知事又は保健所設置市長（以下「都道府県知事等」という。）に別紙様式1及び関係書類を添付して申し出る。
- (2) 都道府県知事等は、(1)の申し出を受理したときは、次のア～ウの条件に適合することを審査し、支障がないと認めたときは、その旨を当該申出者に通知するとともに、別紙様式2に食肉衛生証明書発行機関の公印及び契印を押印した別紙登録書及び5の条件に関する関係書類を添付して当職あて報告する。なお、別紙登録書に記載する施設番号は、アルファベットと数字の組合せとする。
  - ア と畜場法（昭和28年法律第114号）に基づく設置の許可又は食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可を有し、と畜場法及び食品衛生法等の関係法規を遵守していること。
  - イ 食肉処理場はと畜場に併設され、とさつ・解体から分割まで一貫して行われていること。
  - ウ 本要領に基づいた輸出基準の遵守体制が備わっていること。
- (3) 厚生労働省が(2)の報告を受けた場合、当該内容をタイ政府に通知する。
- (4) なお、タイ政府に通知後、認定されたと畜場等（以下「認定と畜場等」という。）においてとさつ、解体及び分割され、かつ食肉衛生証明書が添付された牛肉は、タイ政府により輸入が認められる。

### 3 タイに輸出可能な牛肉

- (1) 個体識別番号により日本において生まれ、飼育されたことが確認できる牛由来であること。
- (2) 30ヶ月齢未満の牛由来の骨格筋を脱骨したものであり、とさつ、解体及び分割の過程で、せき髄、頭蓋、脳、目、三叉神経節、背根神経節、扁桃、回腸遠位部及びせき柱が衛生的に除去されていること。
- (3) 機械的回収肉を含まないこと。
- (4) 圧縮空気等を頭蓋腔に注入する機器を用いたスタンニング処理を行っていない牛由来であること。

### 4 認定後の事務等

- (1) 対タイ輸出牛肉の衛生証明書について
  - ア タイに牛肉を輸出しようとする者は、当該牛肉の処理を行った認定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所（食肉衛生検査所を設置していない場合は、と畜検査を実施している保健所。以下「証明書発行食肉検査所」という。）に別紙様式3の食肉衛生証明書の発行を申請する。
  - イ 証明書発行食肉検査所は、証明しようとする牛肉が認定と畜場等で適切にとさつ、

解体及び分割され、対タイ輸出が可能なものであることが確認できたものについて食肉衛生証明書を発行する。

ウ 食肉衛生証明書は、原本を申請者に発行するとともに、原本の写しを食肉衛生検査所に保管する。

エ 未記入の証明書様式については、不正等を防止する観点から、都道府県等において適切に管理する。

オ 発行した食肉衛生証明書及び関連書類は、証明書発行の日から1年間保管する。

## (2) 認定と畜場等の除外等

ア 都道府県知事等は、認定と畜場等について、2の(2)の条件への不適合が認められた場合は、当該施設を認定と畜場等から除外し、又は改善がなされるまで当該施設からの対タイ輸出牛肉に対する食肉衛生証明書の発給を停止する措置をとるものとする。

イ 都道府県知事等は、上記アの措置をとった際には、当該施設の設置者にその旨を通知するとともに、当職あて報告することとする。

## (3) 変更の届出

都道府県知事等は、と畜場等の設置者、又は都道府県知事等が2の(2)に規定する別紙登録書の内容について変更したときは、遅滞なく当該変更の内容及び年月日を、変更後の別紙登録書により厚生労働省へ報告する。

## 5 不正防止事項

不正を防止するため、以下の事項について証明書発行食肉検査所が管理すること。

(1) 輸出食肉を直接個装する個々の容器包装には検査済証(別紙様式4)を貼付等すること、又は個々の容器包装に検査済証がない場合は、それらを一つにまとめる容器包装(透明のビニル袋等)に代表して検査済証を貼付等すること。

(2) 輸出食肉の梱包(カートン等)にも検査済証が貼付され、かつ梱包の開封時には当該検査済証が破られるように貼付すること。

## 6 表示事項

輸出食肉の梱包には次の事項が表示されること(英語)。

(1) 獣畜の種類及び部位名

(2) 原産国名(Product of Japan と記載すること)

(3) 製造所名

(4) 施設番号

(5) とさつ年月日(月、日、年の順番に記載すること)

(6) 重量

## 7 その他の留意事項

梱包後の製品を輸送する車両やコンテナは消毒や洗浄等を行い、衛生的な状態を維持すること。

(別紙様式1 と畜場設置者申出様式)

年 月 日

都道府県知事  
保健所設置市長 殿

申出者 住所  
氏名 印  
法人にあってはその所在地、名称、及び  
代表者氏名

対タイ輸出と畜場認定申出書

対タイ輸出牛肉を取り扱うと畜場として認定を受けたく、下記により関係書類を添えて申出いたします。

記

- 1 と畜場の所在地及び名称
- 2 と畜場設置者名
- 3 添付書類  
(別紙のとおり)

(別紙様式1 食肉処理場設置者申出様式)

年 月 日

都道府県知事  
保健所設置市長 殿

申出者 住所  
氏名 印  
法人にあつてはその名称、所在地、及び  
代表者氏名

対タイ輸出食肉処理場認定申出書

対タイ輸出牛肉を取り扱う食肉処理場として認定を受けたく、下記により関係書類を添えて申出いたします。

記

- 1 食肉処理場の所在地及び名称
- 2 営業者氏名
- 3 添付書類  
(別紙のとおり)

(別紙)

- 1 と畜場の現状が確認できる書類（施設の名称及び住所、設置者の氏名及び住所、設立年月日、従業員数、と畜場の組織及び責任体制等）
- 2 と畜場の平面図
- 3 今後の輸出計画
- 4 輸出基準に適合した牛肉を輸出するための区分管理等の手順書
- 5 冷凍冷蔵施設の面積及び保管能力

(別紙)

- 1 食肉処理場の現状が確認できる書類（食肉処理場の名称及び住所、営業者の氏名及び住所、設立年月日、従業員数、食肉処理場の組織及び責任体制、生産能力等）
- 2 食肉処理場の平面図
- 3 今後の輸出計画
- 4 輸出基準に適合した牛肉を輸出するための区分管理等の手順書
- 5 冷凍冷蔵施設の面積及び保管能

(別紙様式2 都道府県市報告様式)

年 月 日

厚生労働省医薬食品局食品安全部長 殿

都道府県知事等名

対タイ輸出牛肉の取扱いについて

下記施設について、と畜場及び食肉処理場設置者から対タイ輸出牛肉取扱い施設としての認定を受けたいとの申し出があり、内容を審査したところ差し支えないものと思料されるので、報告いたします。

記

- 1 と畜場及び食肉処理場の名称及び所在地
- 2 設置者及び営業者の氏名及び住所（法人の場合はその名称及び所在地）
- 3 添付書類
  - (1) 別紙登録書
  - (2) 不正防止事項に関する書類
  - (3) 申し出を受けた設置者の提出書類

対タイ輸出牛肉を取り扱うと畜場及び食肉処理場  
Slaughterhouse and Cutting Plant Handling Boneless Beef for the Exportation to Thailand

都道府県または保健所設置市 Prefecture or City	公 印 Official Stamp	契 印 Tally
(和)	S A M P L E	S A M P L E
(英)		
証 明 書 発 行 機 関 Issuing Authority		
(和)		
(英)		

## (認定と畜場) Authorized Slaughterhouse

認定施設固有の施設番号 Est. No.	名 称 Name
	(和)
	(英)
認定年月日(西暦) Registered Date	所在地 Address
	(和)
	(英)

## (認定食肉処理場) Authorized Cutting Plant

認定施設固有の施設番号 Est. No.	名 称 Name
	(和)
	(英)
認定年月日(西暦) Registered Date	所在地 Address
	(和)
	(英)

別紙様式 3

STANDARD FORM AUTHORIZED  
BY THE MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND  
WELFARE OF JAPAN

**HEALTH CERTIFICATE FOR EXPORT OF**  
**DEBONED BEEF**  
**FROM JAPAN TO THE KINGDOM OF THAILAND**

No. : .....

DATE : .....  
(Month/Day/Year)

**I. Identification of the products**

(Type of cuts)	
(Number of pieces or package )	(Net weight)
(Exporter)	(Exporter address)
(Consignee)	(Consignee address)

**II. Origin of products**

Name	Est. No.	Address
(Slaughterhouse)		
(Cutting/Processing plant)		

Date of slaughter : .....

Type of package of the meat : .....

I hereby certify that:

- 1) The cattle were born and reared in Japan
- 2) The cattle have received ante-mortem and post-mortem inspections by full-time authorized veterinary official of Japan.
- 3) The product was obtained from animals less than thirty (30) months of age.
- 4) The product was obtained from animals which were not stunned by means of gas injection in the cranial cavity or cutting of the spinal cord by laceration of the central nervous tissue by means of introducing a sharp cutting instrument in the cranial cavity, or by a pithing process.
- 5) The product were produced and handled in a manner which ensures that such products do not contain and are not contaminated with the following specified risk materials: the brain, skull, eyes, trigeminal ganglia, spinal cord, vertebral column, and dorsal root ganglia of cattle over 30 months of age, and the tonsils and distal ileum of the small intestine of any cattle regardless of age.
- 6) The product does not contain meat from advanced meat recovery and mechanically separated meat.

- 7) The meat was derived from animals which received ante - and post-mortem inspection. The meat was not derived from animals that were known suspect or confirmed BSE cases.
- 8) The slaughter, processing, and storage of the product were from establishment(s) under inspection of Japanese authorized veterinary official.
- 9) The meat contains no preservatives, additives or other substances posing a harmful risk to human health.
- 10) The meat has been produced according to a residue and microbiological sampling program in accordance with regulatory requirements of Japan.

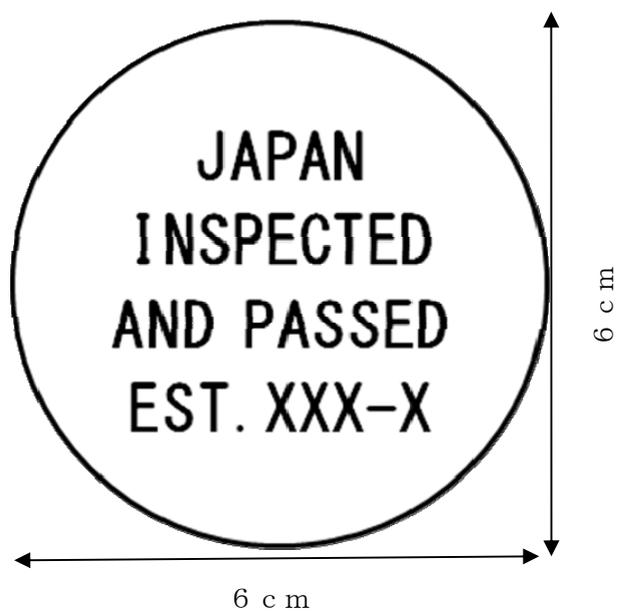
Name of meat inspector: .....

Official Title: .....

Signature: .....

Name of prefecture or city: .....

別紙様式 4



フォント : MS P ゴシック太字